

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

(1) 日 時 令和4年5月6日(金) 開会 午後1時53分

閉会 午後 2 時 3 1 分

(2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

2 出席委員

教育長

西元 良治

委員（教育長職務代理者）

西原 光治

委員

河岡 治子

委員

厚坊 俊己

委員

橫山 志磨

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

教育部長

三浦 正明

教育部次長（図書館・サンビームやない担当）

石岡 雅朗

教育総務課長

室田 和範

学校教育課長

藤村 信之

生涯学習・スポーツ推進課長

大岡 弘明

学校給食センター所長

脇村 直孝

教育総務課長補佐（書記）

西本 佳孝

5 傍聴者

なし

6 會議日程

(1) 議案

①人議第3号 柳井市社会教育委員の委嘱について

②人議第4号 柳井市公民館運営審議会委員の委嘱について

③人議第 5 号 柳井市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

④報告第6号 柳井市人権教育推進委員会委員の委嘱について

⑤報告第7号 柳井市立学校給食センター献立委員会委員の委嘱について

(2) その他

7 議事の大要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午後 1 時 53 分 開会)

(2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、厚坊委員、横山委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①人議第3号 柳井市社会教育委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、大岡課長から、柳井市社会教育委員設置条例の規定により、柳井市社会教育委員を委嘱するもので、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に対し意見を述べていただく等の職務をお願いしている。今回は、所属団体の役職異動により変更が生じたため、新任2名の委員を委嘱するもので、委員の任期は、令和5年5月31日までとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②人議第4号 柳井市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、大岡課長から、柳井市公民館条例の規定により、柳井市公民館運営審議会委員の委嘱を行うもので、委員は各地区公民館長の推薦により人選を行い、その職務は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業実施につき調査・審議を行う。任期は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

③人議第5号 柳井市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、大岡課長から、この審議会は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する重要事項について審議するもので、この度の県の人事異動により、関係行政機関の職員1名が変更となっており、委嘱期間は、令和5年5月31日までである。

なお、県教育委員会事務局等の組織改正により、文化財保護行政の主管課が県教育庁社会教育・文化財課から県観光スポーツ文化振興課に変更になったとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

④報告第6号 柳井市人権教育推進委員会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、大岡課長から、柳井市人権教育推進委員会設置規則に基づき、教育長が委嘱を行うもので、各地区公民館長が推薦する識見を有する者、小・中学校及び高等学校代表等32名が委嘱され、人権教育推進に関し必要な事項や各地区での研修会等の職務を行う。任期は、令和

4年5月1日から令和5年4月30日までとの説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：委員会の委員研修は、年何回くらい実施されているのか。

大岡課長：年2回実施している。

西原委員：中央公民館の弘田委員と荒田委員は役職等の記載がないが、特に役職等はないということか。

大岡課長：特に役職等はない。

西原委員：平郡西公民館の和田委員と田村委員の役職等は、「民生委員」と記載されているが、正式な役職名は、「民生委員・児童委員」である。

大岡課長：ご指摘のとおりであり、訂正をお願いしたい。

⑤報告第7号 柳井市立学校給食センター献立委員会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、脇村所長から、柳井市立学校給食センター献立委員会規程第3条の規定に基づき、市内13校の学校長から推薦のあった13名に対して委員を委嘱するものである。委員会の委員は、学校給食センターが行う学校給食の円滑な運営を図るための調査・審議を行い、学校給食センター所長に意見を具申する。任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとの説明があった。

質疑等なし。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後2時06分 協議会)

(午後2時31分 再開)

(5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後2時31分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西 元 良 治

署名委員 厚 坊 俊 己

署名委員 横 山 志 磨

調整者 室 田 和 範